

受理年月日	年 月 日
受理番号	R07044
備考	

変更届出書

令和7年11月19日

神奈川県知事殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社島忠

代表取締役 窪田 光与之

住所 埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目3番32号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称: 島忠ホームズ大和店
所在地: 神奈川県大和市上和田 2670 番 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

	位置	面積(m ²)
荷さばき施設①	図面 3-1 建物配置図及び 1 階平面図(変更前)のとおり 図面 8-1 1 階求積図(変更前)のとおり	114.26
合計		114.26

(変更後)

	位置	面積(m ²)
荷さばき施設①	図面 3-2 建物配置図及び 1 階平面図(変更後)のとおり	114.26
荷さばき施設②	図面 8-2 1 階求積図(変更後)のとおり	127.50
合計		241.76

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻
午前 7 時 00 分	午後 10 時 30 分

(変更後)

開店時刻	閉店時刻
午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分



- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前)午前6時30分～午後11時00分
 (変更後)午前8時45分～午後10時30分

- ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前)

	利用可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分

(変更後)

	利用可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設②	午前6時00分～午前8時30分

- 3 変更する年月日
 令和8年7月19日

- 4 変更する理由
 店舗運用の変更のため